

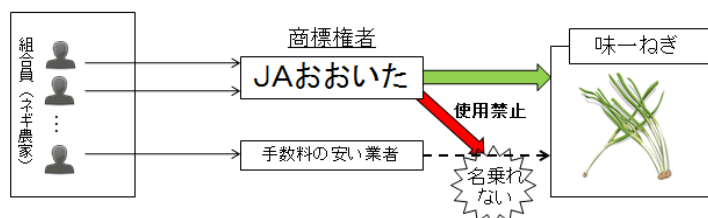
■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2016.11)

商標権と独占禁止法の関係について

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、先月、公正取引委員会が、大分県農業協同組合（JAおおいた）に対して、農協経由での全量出荷を強制し、従わない農家に「味一（あじいち）ねぎ」（商標登録第 5725461 号）のブランド名を使わせなかったとして、立ち入り検査をした事件についてです。



事件の経緯は、上図に示すように、「味一ねぎ」の商標権者である、JAおおいたが、組合員のネギ農家の一部が独自に開拓した出荷手数料の安い業者に出荷していたネギについて、「味一ねぎ」を付すことを禁じました。これに対して、公正取引委員会が、独占禁止法が禁ずる「事業者団体内部での差別的な取り扱い」の疑いがあるとして、JAおおいたに、立ち入り検査をしたのです。

知財担当者は、どうしても、知財権を中心に考えてしまうため、知財権の権利行使が「原則」で、権利行使の制限が「例外」と考えがちです。しかし、そもそも、市場経済は、公正かつ平等に商品が取引されることで、活性化されます。このため、独占禁止法が存在し、できるだけ公正かつ平等な市場が形成させるようになっています。こうした中で、知財権は、単に、市場経済の「例外」として独占排他権が認められているに過ぎません。

こうしたことから、知財権の権利行使には、独占禁止法による「縛り」が存在し、不公正な権利行使には、公正取引委員会から、排除命令等が下される場合もあります。

今回の事件で、公正取引委員会は、組合員であれば、JAを通さずに出荷する場合でもブランド名を使用できると考え、JAが「味一ねぎ」を使わせないようにした行為は、独占禁止法が禁止する「不公正取引方法」の「事業者団体内部での差別的な取り扱い」（独占禁止法第2条第9項第6号・一般指定第5項）に該当すると考えたようです。

もっとも、個人的には、JAおおいたが、味一ねぎの「品質維持管理」を目的に全数の出荷管理をすべきと考えていた場合には、商標権の「正当な権利行使」といえなくもないため、「差別的な取り扱い」にならない可能性もあるように思います。

今回の事件がどのような結論になるか分かりませんが、知財担当者としては、知財権の権利行使については、独占禁止法の「縛り」があるという点について、改めて認識すべきだと思います。

以上